

山梨県公報

第五百六十五号

令和七年

五月二十六日

月 曜 日

目次

○土地改良法第八十八条第一項の規定による県営土地改良事業計画の変更……………二五七
○土地改良区役員の退任及び就任(二件)……………二五七
○公共測量の実施……………二六〇

公 告

● 土地改良法第八十八条第一項の規定による県営土地改良事業計画の変更
土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十八条第一項の規定により県営土地改良事業(双葉北部地区 中山間地域総合整備事業)計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、及び次のとおり関係書類を縦覧に供する。なお、この公告に係る決定に対して不服があるときは、山梨県知事に審査請求をすることができる。また、この公告に係る決定については、前記の審査請求のほか、山梨県を被告として、取消しの訴えを提起することができる。
令和七年五月二十六日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 縦覧書類 変更後の県営土地改良事業計画書の写し
- 縦覧期間 この公告の日から令和七年六月二十三日まで
- 縦覧場所 甲斐市役所
- 審査請求期間 この公告の日から令和七年七月八日まで
- 取消訴訟の出訴期間 この公告の日から令和七年十一月二十六日まで

● 土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十八項の規定により、村山六ヶ村堰土地改良区から次のとおり役員が退任及び就任した旨届出があった。

令和七年五月二十六日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 退任

役職名	氏名	住所	退任年月日
理事	新海敏生	高根町蔵原千九百八番地	令和七年三月三十一日
同	浅川文範	高根町村山北割三千六百八十番地一	同
同	手塚威近	高根町村山東割千二百四十七番地	同
同	伊藤哲夫	高根町小池七百四十番地二	同
同	清水秀夫	高根町村山東割八百八十九番地三	同
同	油井啓文	高根町堤五百八十九番地	同
同	原明人	高根町村山西割二千百八十二番地	同
同	作道和夫	高根町蔵原千五百五十八番地二	同
同	中嶋新	高根町村山北割二千二十二番地	同
同	坂本和広	高根町堤五百二十番地	同
同	浅川和幸	高根町村山西割二千八百四番地	同
同	中村俊彦	高根町小池五百六十四番地	同
同	大芝正和	高根町村山西割千二百二十五番地	同

同	同	同	同
清水光	向井修一	山本均	木次強
高根町村山東割六百九十六番地	高根町村山北割千四百四十七番地	高根町蔵原千七百三十二番地	高根町村山北割三千二百六十一番地
同	同	同	同

二 就任

役職名	氏名	住所	就任年月日
理事	作道和夫	高根町蔵原千五百五十八番地二	令和七年四月一日
同	手塚威近	高根町村山東割千二百四十七番地	同
同	浅川和幸	高根町村山西割二千八百四番地	同
同	中村俊彦	高根町小池五百六十四番地	同
同	中嶋新	高根町村山北割二千二十二番地	同
同	坂本和広	高根町堤五百二十番地	同
同	中村正人	高根町蔵原千七百六十八番地	同
同	島昭男	高根町村山東割七百六十番地	同
同	義見善知	高根町村山北割二百六十一番地	同

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
坂本嘉幸	原隆彦	伊藤靖	浅川浩美	横森利津子	半田精	浅川善照	原一元	清水敏彦	浅川啓治
高根町堤六百十二番地	高根町村山西割千六百五十四番地一	高根町小池四百六十一番地	高根町村山北割千四百七十番地二	高根町村山西割七十四番地	高根町村山東割四百九十九番地	高根町村山北割四千三十五番地三	高根町村山西割二千二十七番地	高根町蔵原四百五十七番地	高根町村山北割三千二百六十一番地
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

● 土地改良区役員の退任及び就任
 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十八項の規定により、穂坂双葉畑かん土地改良区から次のとおり役員が退任及び就任した旨届出があった。
 令和七年五月二十六日

一 退任

役職名	氏名	住所	退任年月日

山梨県知事 長崎 幸太郎

監事	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	理事
中村敬一	飯室公太郎	石川吉郎	保坂今朝利	保坂守	横森宏尹	大柴千明	望月由勝	西野正男	向山讓	横森昌広	豊田泰長	
地 甲斐市団子新居千四百八十一番	地 甲斐市菖蒲沢六百七十七番地一	地 甲斐市穂坂町上今井三千三百十番地	地 甲斐市穂坂町上今井二百六十二番地	地 甲斐市穂坂町上今井千五百三番	地 甲斐市穂坂町三ツ沢千八百二十五番地三	地 甲斐市穂坂町三之蔵四千三百九十八番地五	地 甲斐市穂坂町三之蔵五千三百十六番地	地 甲斐市穂坂町柳平八百八十八番	地 甲斐市穂坂町宮久保三百六十番	地 甲斐市穂坂町三ツ沢二千六百十番地	地 甲斐市宇津谷七百九十三番地	
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同 令和七年四月二十九日	

二 就任											
同	同	同	同	同	同	同	同	同	理事	役職名	同
石川吉郎	保坂久富	猪股富幸	横森信男	広瀬久生	望月由勝	宮川丈夫	名取祐一	横森昌広	横森昌広	氏名	外山卓史
地 甲斐市穂坂町上今井三千三百十番地	地 甲斐市穂坂町上今井三百二十五番地二	地 甲斐市穂坂町上今井九百十九番	地 甲斐市穂坂町三ツ沢二千二百九十二番地	地 甲斐市穂坂町三之蔵四千二百七十二番地	地 甲斐市穂坂町三之蔵五千三百十六番地	地 甲斐市穂坂町柳平四百七十九番	地 甲斐市穂坂町宮久保四千二百二番地	地 甲斐市穂坂町三ツ沢二千六百十二番地	住所	住所	甲斐市大笠一番地三
同	同	同	同	同	同	同	同	同	令和七年四月三十日	就任年月日	同

同	同	同	同
同	同	同	同
同	同	同	同
同	同	同	同

● 公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により山梨県峡東農務事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和七年五月二十六日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 測量の種類 公共測量（3級基準点網図）地図情報レベル500
- 二 測量の地域 山梨県山梨市の一部
- 三 測量の期間 令和七年五月八日から令和八年一月三十日まで